

大阿蘇病院

指定訪問リハビリテーションの運営規程

医療法人 社団大徳会

指定介護訪問リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人 社団大徳会が開設する大阿蘇病院が実施する指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定居宅サービスに該当する大阿蘇病院訪問リハビリテーションサービスの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の生活の再建や心身機能の維持・回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
- 2 訪問リハビリテーションの事業者は、自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 3 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - 4 訪問リハビリテーション従業者は、訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 5 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスの提供をする。特に、認知症のある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供が出来る体制を整える。

(名称及び所在地)

- 第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称と所在地は次の通りとする。
- (1) 名称 医療法人 社団大徳会 大阿蘇病院
 - (2) 所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5833

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

医師 1名以上 常勤兼務

理学療法士 2名以上 常勤兼務

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 指定訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日

(但し、12月31日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 原則として20分以上の訪問リハビリテーションを実施する。

(2) 訪問リハビリテーションでは、居宅において機能訓練、日常生活動作訓練、生活指導その他を行う。

(3) 訪問リハビリテーション計画の作成

(4) 行政機関や保健、医療、福祉サービス事業者との連絡調整

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲は次の通りとする。

阿蘇市、産山村の区域

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合に応じた額とする。

前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(緊急時における対応)

第 10 条 従業者は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡等を講ずる。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

(1) 災害への地域と連携した対応の強化を行う。

① 災害訓練等で地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(感染症対策)

第 12 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を行う。

(1) 当院の感染委員会に属し、委員会の参加、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行う。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 13 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を行う。

(1) 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第 14 条 職員・利用者からのハラスメント対策の強化を行う。

(1) セクシャルハラスメントの方針や相談体制の整備等の措置を講じて行く。

(2) パワーハラスメントの方針や相談体制の整備等の措置を講じて行く。

(高齢者虐待防止の推進)

第 15 条 高齢者虐待防止の推進を行う。

(1) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じて行く。

(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を定期的開催を行う。

(3) 委員会の結果を従業者に周知徹底を図っていく。

(4) 虐待防止のための指針を整備して行く。

(身体拘束等の適正化の推進)

第 16 条 身体拘束等の適正化の推進を行う。

- (1) 身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じて行く。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催を行う。
- (3) 委員会の結果を従業者に周知徹底を図っていく。
- (4) 虐待防止のための指針を整備して行く。
- (5) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録を行う。

(苦情処理)

第 17 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 1 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 社団大徳会大阿蘇病院が定めるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(付則)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 1 日付、一部改正。

平成 27 年 4 月 1 日付、一部改正。

平成 27 年 8 月 1 日付、一部改正。

平成 27 年 12 月 1 日付、一部改正。

平成 28 年 4 月 1 日付け、一部改正。

平成 28 年 10 月 1 日付け、一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日付け、一部改正。

令和 6 年 6 月 1 日付け、一部改正。

令和 6 年 10 月 1 日付け、一部改正。